

# 旅客不定期航路事業の許可更新制について

---

- 改正後の海上運送法において、許可を受けようとする事業者の区分を
  - ①旅客不定期航路事業を営もうとする事業者のうち②以外のもの→**第1号許可**
  - ②小型船舶(総トン数20トン未満)のみをその用に供する旅客不定期航路事業→**第2号許可**
 に分けることとして、第2号許可に事業許可更新制度を導入することとする。
- 許可の更新期間は更新許可が下された日から処分履歴によって5年、3年、1年のいずれかとなる。

## 【改正のイメージ】



## 【許可の更新期間の考え方】

違反事項無し	→ 5年			
安全確保命令を受けた者 船舶等使用停止命令を受けた者	→ 3年			
事業停止命令を受けた者	→ 1年			

## 【スケジュールのイメージ】



# 安全人材確保計画について

- 小型船舶(総トン数20トン未満)のみを使用する旅客不定期航路事業について、許可の更新制を導入するとともに、許可及び許可の更新許可の申請時の必要書類として新たに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画(「安全人材確保計画」)の提出を義務付ける。

## 【安全人材確保計画の記載事項】

### 1. 計画期間

- ・安全人材確保計画を実施する期間

### 2. 安全人材の確保の目標

- ・安全人材(安全統括管理者資格者証保有者及び運航管理者資格者証保有者)が確保されており、さらに将来に向けた安全人材の確保の目標

### 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

- ・上記2に挙げた目標を達成するための具体的取組内容(例:資格者証を取得させる等)

### 4. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標

- ・安全管理規程を遵守するための従業者(船長等、安全管理規程における従業者と同一)の確保の目標

### 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

- ・上記4の従業者の資質の向上に向けた教育訓練の実施内容

### 6. 安全人材確保計画の達成状況等に関する事項(許可更新時のみ)

- ・上記2の達成状況

### 7. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況(許可更新時のみ)

- ・上記3の取組状況

### 8. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況(許可更新時のみ)

- ・上記4の達成状況

### 9. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況(許可更新時のみ)

- ・上記5の実施状況

### 1. 計画期間(記載例)

#### ・令和6年4月15日に新規許可申請をした場合

計画期間 : 令和6年4月1日 ~ 令和12年3月31日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業年度の終了日)

許可期間 : 令和6年6月14日 ~ 令和11年6月13日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業年度の終了日)

#### ・令和11年6月13日に許可の有効期間が満了する場合

計画期間 : 令和11年4月1日 ~ 令和17年3月31日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業年度の終了日)

許可期間 : 令和11年6月14日 ~ 令和16年6月13日  
(当該許可を受けようとする日) (当該許可の有効期間満了日)

## 2. 安全人材(※1)の確保の目標(記載例)

	1年目 (令和11年度)	2年目 (令和12年度)	3年目 (令和13年度)	4年目 (令和14年度)	5年目 (令和15年度)	6年目 (令和16年度)
安全統括管理者 資格者証保有者 (※2)	3人	3人	4人	4人	3人	3人
運航管理者資格 者証保有者(※3)	5人	6人	7人	7人	6人	6人

### ◎申請日現在の安全人材の氏名

安全統括管理者資格者証保有者	運航管理者資格者証保有者
○○ ××	△△ □□
...	...

※1 安全人材：安全統括管理者資格者証保有者及び運航管理者資格者証保有者

※2 海上運送法第32条の3第1項第1号の総合安全統括管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶安全統括管理者資格者証を受けている者

※3 海上運送法第32条の7第1項第1号の総合運航管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶運航管理者資格者証を受けている者

## 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項(記載例)

### 【具体的な取組の例】

- 従業者における両管理者の資格者証の計画的な取得に関する取組
- 両管理者の資格者証を有する者を社外から採用するための取組

	安全人材を確保するための取組内容
1年目 (令和11年度)	安全統括管理者資格者証を3名に、運航管理者資格者証を5名に取得させる。
2年目 (令和12年度)	次年度に航路を新設、使用船舶を1隻追加する予定があるので、運航管理者資格者証を取得している者1名を外部から採用する。
3年目 (令和13年度)	2年後に、両資格者証保有者が定年退職を迎えるため、運航管理要員1名に、両資格者証を取得させる。もしくは、外部より1名、両資格者証保有者を招聘する。
4年目 (令和14年度)	前年度の、安全統括管理者資格者証保有者4名、運航管理者資格者証保有者7名体制を維持する。
5年目 (令和15年度)	両資格者証保有者が1名定年退職したため、各々1名ずつ減となる。
6年目 (令和16年度)	前年度の、安全統括管理者資格者証保有3名、運航管理者資格者証保有6名体制を維持する。

## 4. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標(記載例)

【輸送の安全を確保するための従業者】

- 船長
- 乗組員(船長を除く)
- 運航管理員
- 陸上作業員

	1年目 (令和11年度)	2年目 (令和12年度)	3年目 (令和13年度)	4年目 (令和14年度)	5年目 (令和15年度)	6年目 (令和16年度)
船長	10 人	10 人	12 人	10 人	10 人	10 人
乗組員 (船長を除く)	12 人	12 人	10 人	12 人	12 人	12 人
運航管理員	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人	6 人
陸上作業員	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人

◎申請日現在の従業者の氏名

船長	乗組員(船長を除く)	運航管理員	陸上作業員
○○ ××	□□ ▲▲	△△ ◆◆	●● ◇◇
...	...	...	...

## 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項(記載例)

### 【教育訓練の例】

- 関係法令、安全管理規程を遵守させるための教育訓練(入社後、適宜実施)
- 避難港を活用する航路に従事する船長に対する教育訓練(当該航路に従事する前)
- 船員法第14条の3第2項に基づく操練(船員法適用船に限る。)
- 船員法第118条の2に規定する教育訓練(船員法適用船に限る。)(乗り組む前。5年に1回)
- 船員法第118条の4及び同法第118条の5に規定する特定教育訓練(当該職務に従事する前等)
- 事業者独自の教育訓練

	教育訓練の実施の内容
1年目 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・(新規採用者が入社した際は適宜実施。)関係法令、安全管理規程を遵守させるための教育訓練の実施</li><li>・(船長に就任する乗組員に対し適宜実施)避難港を活用するための教育訓練の実施</li><li>・船員法に基づく操練は別紙「操練計画表」のとおり実施</li><li>・乗組員に対する安全教育訓練の実施</li><li>・(新しい乗組員に対して適宜実施)特定教育訓練の実施</li></ul>

※2年目(令和12年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 6. 安全人材の確保の目標の達成状況(記載例)

### 1年目(令和11年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
安全統括管理者資格者証保有者	3人	3人	○○ ×× …	
運航管理者資格者証保有者	5人	5人	□□ ▲▲ …	

### 2年目(令和12年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
安全統括管理者資格者証保有者	3人	3人	○○ ×× …	
運航管理者資格者証保有者	6人	5人	□□ ▲▲ …	

※3年目(令和13年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 7. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況(記載例)

### 1年目(令和11年度)

計画
安全統括管理者資格者証を3名に、運航管理者資格者証を5名に取得させる。
実績
計画どおり、安全統括管理者資格者証を3名に、運航管理者資格者証を5名に取得させることができた。
未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策

### 2年目(令和12年度)

計画
次年度に航路を新設、使用船舶を1隻追加する予定があるので、運航管理者資格者証を取得している者1名を外部から採用する。
実績
航路新設及び使用船舶の追加予定がなくなったため、現状の安全統括管理者資格者証保有者3名、運航管理者資格者証保有者5名体制を維持した。
未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
航路新設及び使用船舶を追加する予定であったが、その予定がなくなったため、運航管理者を増員する必要がなくなった。

※3年目(令和13年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 8. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況(記載例)

### 1年目(令和11年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
船長	10人	10人	○○ ×× ...	
乗組員 (船長以外)	15人	15人	□□ ▲▲ ...	
運航管理員	6人	6人	△△ ◆◆ ...	
陸上作業員	5人	5人	●● ◇◇ ...	

### 2年目(令和12年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
船長	10人	3人	○○ ×× ...	
乗組員 (船長以外)	15人	14人	□□ ▲▲ ...	急病により、急遽1名退職したため。配乗計画の見直しを行った。
運航管理員	6人	6人	△△ ◆◆ ...	
陸上作業員	5人	5人	□□ ▲▲ ...	

※3年目(令和13年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 9. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況

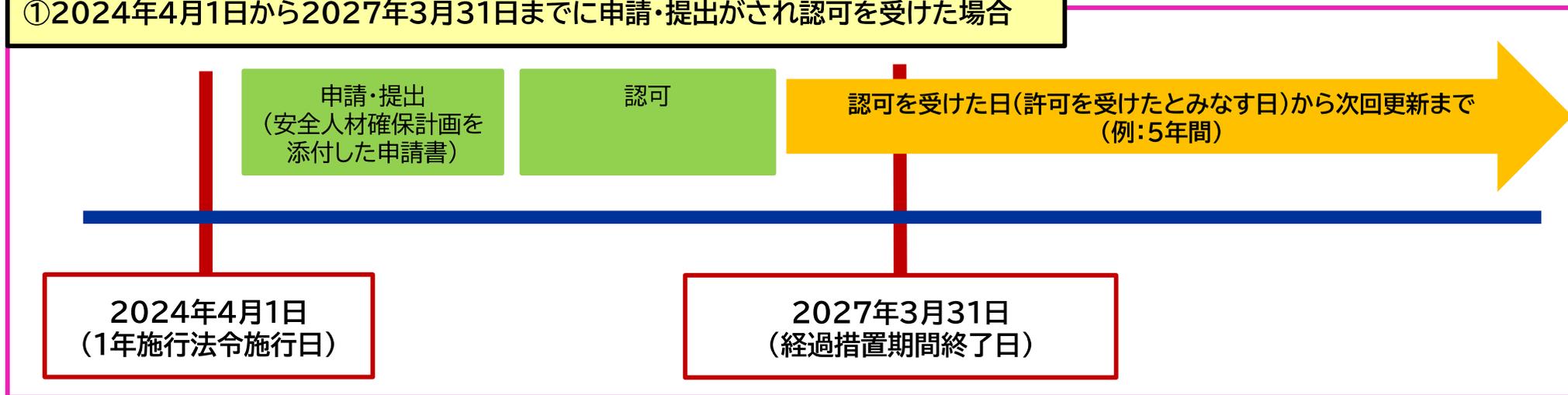
### 1年目(令和11年度)

計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(新規採用者が入社した際は適宜実施。)関係法令、安全管理規程を遵守させるための教育訓練の実施</li> <li>・(船長に就任する乗組員に対し適宜実施)避難港を活用するための教育訓練の実施</li> <li>・船員法に基づく操練は別紙「操練計画表」のとおり実施</li> <li>・乗組員に対する安全教育訓練の実施</li> <li>・(新しい乗組員に対して適宜実施)特定教育訓練の実施</li> </ul>
実績
計画どおり、実施することができた。
未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策

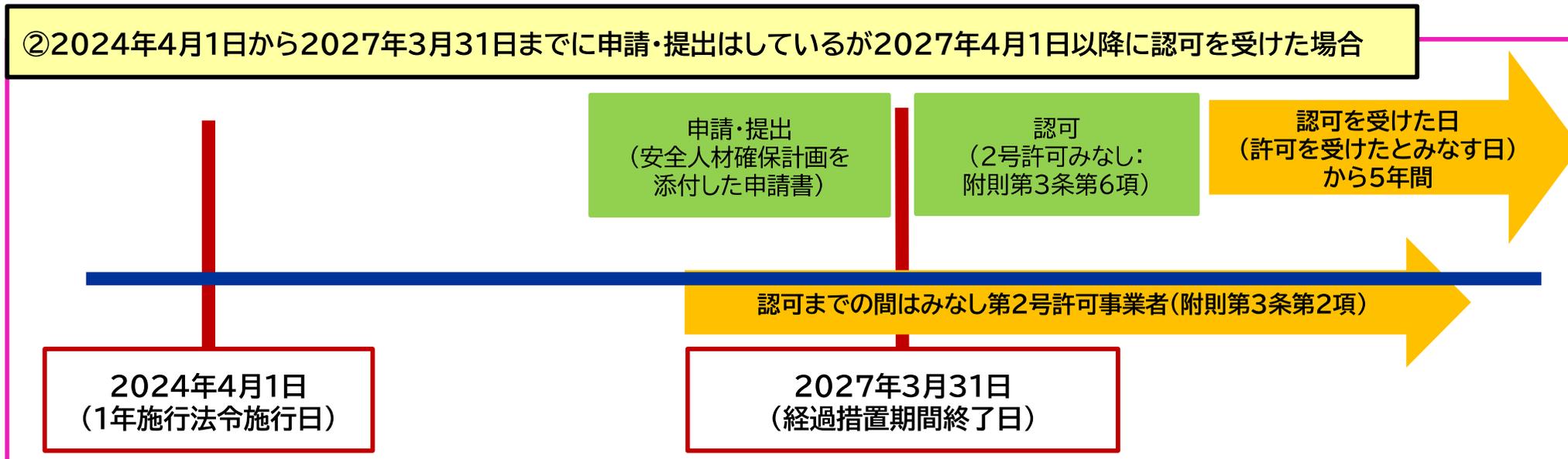
※2年目(令和12年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

# 経過措置の考え方

①2024年4月1日から2027年3月31日までに申請・提出がされ認可を受けた場合



②2024年4月1日から2027年3月31日までに申請・提出はしているが2027年4月1日以降に認可を受けた場合



新事業区分への円滑化な移行のため、経過措置期間中の早いタイミングでの申請にご協力ください